

①令和2年特(わ)第858号 令和2年3月31日公訴提起 同月13日勾留

②令和2年特(わ)第1327号 令和2年6月15日公訴提起 同年5月28日勾留
(刑事第13部係属)

決 定

被 告 人

相嶋 静夫

昭和23年 〇〇〇〇 日生

被告人に対する①②外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年1月16日付けでした勾留執行停止決定について、主任弁護士小林貴樹、弁護士高田剛、同鄭一志、同河村尚及び同瀬川慶からの申立てにより、検察官の意見を聴いた上、指定条件の4を下記のとおり変更する。

記

被告人は、本件事件関係者（被告人の二男である相嶋 〇〇〇を除く。）に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない。

令和2年11月25日

東京地方裁判所刑事第14部

裁 判 官 岡 田 佳 子

本決定謄本即日
検察庁送付済
裁判所書記官